

沖縄県後期高齢者医療広域連合地区連絡協議会設置規程

〔平成20年4月1日〕
〔平成20年訓令第1号〕

(目的)

第1条 沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と構成市町村の相互の連絡、協力により後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ることを目的とし、沖縄県後期高齢者医療広域連合地区連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の設置)

第2条 協議会は、次の区分により設置し、必要に応じて協議会を合同開催する。

地区名	団体名
北部地区 協議会	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、 宜野座村、伊江村、伊平屋村、伊是名村 1市1町8村（10市町村）
中部地区 協議会	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、西原町、読谷村 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、恩納村、金武町 4市4町4村（12市町村）
南部地区 協議会	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、 南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、 南大東村、北大東村 4市4町6村（14市町村）
宮古地区 協議会	宮古島市、多良間村 1市1村（2市村）
八重山地区 協議会	石垣市、竹富町、与那国町 1市2町（3市町）

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広域連合と構成市町村間との連絡及び事務調整に関する事項
- (2) 研修会、講習会等の開催に関する事項
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて開催し、事務局長が召集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、広域連合総務課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は事務局長が定める

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。